



草津市認知症があっても安心な
まちづくり条例
(逐条解説)

草津市

令和2年7月

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

(逐条解説)

第 1 条	目的	...	P1
第 2 条	定義	...	P1
第 3 条	基本理念	...	P2
第 4 条	市の責務	...	P3
第 5 条	市民の役割	...	P4
第 6 条	事業者の役割	...	P4
第 7 条	地域組織の役割	...	P5
第 8 条	関係機関の役割	...	P6
第 9 条	行動計画の策定	...	P6
第 10 条	啓発の推進および人材育成	...	P7
第 11 条	認知症の予防等	...	P8
第 12 条	地域づくりおよび社会参加の推進	...	P8
第 13 条	認知症の人およびその家族への支援	...	P9

付 録

草津市認知症施策推進会議委員名簿	...	P11
検討経過	...	P12

(目的)

第1条 この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

解説

本市では、平成25年度に草津市認知症施策アクション・プランを策定し、認知症の人やその家族を支える施策や啓発の推進、地域の中で支え合う体制の構築等に取り組んできました。今後さらなる高齢化の進展が見込まれる中、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、認知症の人を含むすべての人が住み慣れた地域の中で、地域の一員として安心して暮らし続けることができるまちづくりを一層進めていくためには、誰もが認知症を「我が事」として受けとめ、市・市民・事業者・地域組織・関係機関が相互に連携しながらともに認知症の人やその家族を支える取組が必要です。

一人ひとりがいきいきと輝き、認知症があっても安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、本条例を制定する目的を規定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 地域組織 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、一定の地域に居住する者等で構成された自治組織をいう。
- (6) 関係機関 医療または介護を提供する事業所その他認知症の人およびその家族を支援する機関をいう。

解説

本条例の目的を果たすためには、多様な主体が認知症を「我が事」として受けとめ、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、すべての主体が役割を果たす必要があることから、主要な区分でそれぞれの定義を規定しています。

認知症は、年齢相応のもの忘れとは異なり、脳の病気により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態であることを示しています。若くても発症することがあり、65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

認知症の予防は、国の認知症施策推進大綱の「基本的考え方」に示されているとおり、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ということを示しています。

市民は、市内に居住する者だけではなく、市内に通勤・通学する者、市内で活動する者、団体における個人を示しています。

事業者は、公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の日常生活および社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者などを示しています。

地域組織は、「草津市協働のまちづくり条例」で規定された基礎的コミュニティである町内会やまちづくり協議会等の組織を示しています。

関係機関は、病院、かかりつけ診療所、介護サービスを提供する事業所、地域包括支援センター等、医療・介護の専門の機関や、認知症の人やその家族を支える活動団体等を示しています。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者、地域組織および関係機関（以下「各主体」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

解説

◇「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創って

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

いく社会を目指すものです。認知症施策における「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って、認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きる社会という意味です。また、心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深め、支え合うことです。認知症があっても希望を持って、住み慣れた地域で活動や交流を続け、尊厳を持って暮らし続けることができる共生社会の実現を目指すことを規定しています。

◇認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らしていくためには、認知症があっても、本人が有する力を活かしながら、同じ社会の一員として、地域の中で生活することが必要です。そのためには、市・市民・事業者・地域組織・関係機関などの様々な主体が、認知症への理解を深めるとともに、それぞれの役割のもと、相互に連携しながら、自らの意思でまちづくりに取り組むことを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人およびその家族の視点を尊重するとともに、市民、事業者、地域組織および関係機関と連携し、および協働して取り組むものとする。

3 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

解説

◇市は、各部局が横断的に条例の目的の実現に向け、認知症に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担うことを規定しています。

◇この条例の目的を実現するためには、市が積極的に各主体との連携・協働を呼びかけ、取組を推進することが必要であり、市はその実現のための機会の提供や情報発信について中心的な役割を果たすことを規定しています。

◇認知症施策を推進するため、計画的かつ効果的な施策に必要な財源を措置するよう努めることを規定しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

解説

◇認知症の人やその家族が、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するためには、すべての人が認知症に関する正しい知識を持ち、理解と支援の心をもって自分のできる範囲で行動することが重要です。さらに、正しい理解や対応のもと、市民相互による支え合い活動への参加に努めていただくことを規定しています。

◇運動不足の改善や、生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割の保持が認知症予防に資する可能性があるとし唆されています。ここでいう「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で、誰もが認知症になりうるものにとらえ、認知症への備えに努めるとともに、各主体が取り組む認知症施策に協力いただくことを規定しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人の特性に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加および社会で活躍できる機会の創出に努めるものとする。

3 事業者は、市、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

解説

◇事業者は、従業員に対し認知症に関する正しい理解や対応を教育するとともに、認知症の特性に応じたやさしい対応ができる環境づくりに努めることを規定しています。

日常生活の様々なシーンで正しい対応を行うことで、認知症の人が地域で今までどおりの生活ができる一助となります。

- ◇若年性認知症の人は、ご本人や配偶者が現役世代であり、病気のために仕事に支障が出たり、離職を余儀なくされることで、ご家族の生活への影響が大きくなります。さらに、子どもへの心理的影響や親等の介護と重なる等、経済的・精神的負担が大きいことが特徴です。また、現在では働き盛り世代の介護者も多く、仕事と介護の両立が課題となっています。そこで、事業者には、認知症の人や家族の就労の継続と認知症の人の特性に応じた就労への配慮や、介護状況に応じた配慮を求めています。さらに、認知症の人も社会の一員として、その有する力を活かす役割（例えば、仕事の一部を担う、役割を持ってもらう等）や活躍できる場を提供するよう努めることを規定しています。
- ◇事業者がこれらの役割を可能な範囲において果たすことで、認知症の人やその家族の暮らしやすい環境が整えられることから、取組に必要な各主体との協力を努めていただくことを規定しています。市においても、事業主としての役割があることから、これらの規定について努めるものとします。

(地域組織の役割)

第7条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りならびに認知症の予防に資する交流および活動ができる居場所づくり等の、地域での支え合いおよびコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、市、事業者および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

解説

- ◇認知症の人やその家族が、安心して生活を継続していくためには、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域全体で支え合い、交流し見守る体制が必要です。また、「地域サロン」をはじめとした「集える場所」を、認知症の予防に資する取組や認知症の人を含んだ、交流や見守りが生まれるひとつの手段として進め、地域全体でコミュニティづくりに取り組むことに努めていただくことを規定しています。
- ◇可能な範囲において、地域全体で、支え合い、交流、見守りに取り組むことは大変重要です。このことから、取組を進めるためには、必要な各主体との協力を努めていただくことを規定しています。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、認知症に関する専門知識および技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。

2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。

3 関係機関は、認知症の人およびその家族に対する相談体制を整えるよう努めるものとする。

4 関係機関は、市、事業者および地域組織が実施する認知症施策および取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

解説

◇認知症の人やその家族への支援において重要な役割を担う専門職等には、適切なサービス提供のために認知症に関する専門知識や技能を向上させていくことが求められます。そのため、関係機関は、医療・介護の専門知識を持つ組織として、認知症ケアの向上に常に努めることを規定しています。

◇認知症の早期発見・早期対応のためには、家族や市民、地域組織、事業者との連携が重要です。また、状態に応じた切れ目のない適切な支援のためには、地域包括支援センターや認知症なんでも相談所、サービス事業所、かかりつけ医等の関係機関が、相互に連携し、適切な対応ができる体制および認知症の人やその家族が認知症について何か困ったことがあった時に気軽に相談できる体制を整えることに努めることを規定しています。

◇関係機関は、専門機関の立場として各主体の取組に積極的に協力するよう努めることを規定しています。

(行動計画の策定)

第9条 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。

2 行動計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により作成する計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

3 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を定期的に検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

解説

◇認知症施策の総合的な推進のためには、施策を計画的に進めていく必要があり、その

ための行動計画の策定を規定しています。また、施策を効果的に推進するため、計画の実施状況を検証および見直しすることを規定しています。

◇行動計画は「草津あんしんいきいきプラン」で定める施策「認知症対策の推進」と調和のとれた内容とすることを規定しています。

(啓発の推進および人材育成)

第10条 市は、市民、事業者および地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行うとともに、認知症の人およびその家族の思いを発信するものとする。

2 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人およびその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するものとする。

3 市は、教育機関と協力して、子どもおよび若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。

4 市は、関係機関と連携し、医療および介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

解説

◇認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには、市民をはじめとしたすべての主体が認知症を「我が事」と捉え、正しい知識と理解を持って対応することが必要です。認知症があっても、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、本人やその家族が自らの思いを発信できるよう支援し、正しい理解の浸透と社会全体で支える必要性の啓発等を行うことを規定しています。

◇認知症の正しい知識と理解を進めるための手段として、認知症サポーター養成講座を広めることや、サポーターを活動へつなぐ等の活躍の拡大を推進することを規定しています。

◇特に、人格形成の重要な時期である子どもや若者への正しい知識の拡大に向けて、教育機関と協力することを規定しています。

◇医療・介護等に関わる者は、認知症の本人が有する力に目を向け、地域社会の中で安心して暮らしを継続できるよう、支援していくことが重要です。認知症の人やその家族への医療・介護等の現場での対応力の向上、容態に応じた適切なサービスの提供のため、関係機関と協力して質の向上を図ることを規定しています。

(認知症の予防等)

- 第11条 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認知症の予防に関する情報発信および啓発活動を行うものとする。
- 2 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、認知症の早期発見およびその後の適切な支援の実施に向けて、相談および連携の体制づくりに取り組むものとする。

解説

- ◇運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防等、予防に関する根拠のある情報発信や啓発活動を行い、予防に資する活動を促すとともに、国等において研究された情報等に基づき必要な施策を講ずることを規定しています。
- ◇社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の予防に資する可能性があるとしてされています。「地域サロン」等、地域における交流や運動等、生きがいや脳の活性につながるつどいの場等に対する支援を規定しています。
- ◇普段からかかわりのあるかかりつけ医や医療に携わる関係者、地域住民や小売業者等、高齢者の見守り体制のもと、早期発見・早期受診、その後の適切な対応につながるよう、相談・連携協力体制の構築を規定しています。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

- 第12条 市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。
- (1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制づくりへの支援
- (2) 認知症の人およびその家族が、地域の一員として地域での活動や交流を続けることができる環境づくりへの支援
- (3) 認知症の人を含む誰もが社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

解説

- ◇認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現のためには、日頃からのコミュニケーションを通じて顔なじみの関係を構築しておくことが大切であり、ちょっとした変化から早期発見・早期対応にもつながります。また、草津市は宅地開発等による転入者が多く、新たに住み始めた人たちにとっても、これからもずっと住み続けたいとなるような地域にするために、地域で

の支え合いや見守りの意識を高めていくことが求められ、そのための支援を行うことを規定しています。

◇認知症の人やその家族との今まで通りの地域での活動や交流が、社会的な孤立を防ぎ、本人の認知症状の緩和や生きがい、介護者支援に繋がることから、認知症の有無にかかわらず地域において高齢者が通える環境づくりに対する支援を行うことを規定しています。

◇認知症の正しい理解や協力の下、認知症の人が地域での役割と生きがいを持てるよう社会参加の場を確保するための支援を行うことを規定しています。

(認知症の人およびその家族への支援)

第13条 市は、認知症の人およびその家族が気軽に相談できる体制づくりや交流できる環境づくりに取り組むものとする。

2 市は、適時、認知症の容態に応じた適切な支援の早期実施に向けて、関係機関等の連携および協力の体制づくりに取り組むものとする。

3 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

4 市は、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりに取り組むものとする。

解説

◇認知症の人やその家族が気軽に相談できる、医療・介護の体制整備や、認知症の人は同じ思いを持った人との交流により自らが楽しめる場として、家族は分かり合える人と出会える場として、地域住民は交流や認知症への理解を深める場として有効であることから、お互いの理解を深める場の整備を図ることを規定しています。

◇本人やその家族が安心して暮らし続けるためには、本人の認知症の状態に合った医療・介護の提供、家族の介護状況や容態の変化に応じた対応が求められます。そのため、その人に合った適切な医療と介護の提供ができるよう連携体制をさらに推進することを規定しています。

◇認知症が理由で判断能力が低下した方の財産や権利を守ることができるよう、認知症の人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもと、成年後見制度の推進および権利擁護に向けた、支援体制を整えることを規定しています。

◇地域における日頃からの声かけや、事業所等へのサポーター養成講座の実施による市に関係する個人や事業者等による平時の見守りに加えて、認知症高齢者等見守りネットワークや探索システムの活用および認知症高齢者等個人賠償責任保険による行方不明などの緊急時の対応への備えにより、認知症の人やその家族が安心して外出できる環境づくりを推進することを規定しています。

付 録

草津市認知症施策推進会議委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	金森 雅夫	立命館大学 スポーツ健康科学部
	高松 智画	龍谷大学 社会学部
医療関係者	宮川 正治 ※1	(一社) 草津栗東医師会
	中野 悦次 ※2	(一社) 草津栗東医師会
	上野 京	(一社) 草津栗東守山野洲歯科医師会
	服部 静香	(一社) びわこ薬剤師会
	松浦 さゆり	草津保健所
福祉関係者	内田 孝子	主任介護支援専門員連絡会
	植野 裕司	草津市老上デイサービスセンターきはん
	新村 真喜子	草津市訪問看護ステーション
	市川 勇二	グループホーム 常輝の里
	扇田 宗親	NPO 法人成年後見センターもだま
	中村 陽子	草津市社会福祉協議会
	大久保 義一	草津市民生委員児童委員協議会 (~R2. 1. 21)
	加藤 勇	草津市民生委員児童委員協議会 (R2. 1. 22~)
	原田 節子	認知症の人と家族の会 滋賀県支部
	奥村 弘	草津市まちづくり協議会連合会 (~R2. 6. 16)
青木 光	草津市まちづくり協議会連合会 (R2. 6. 17~)	
公募市民	浅井 優子	公募
	山口 芳栄	公募
	橋田 高子	公募
	佐々木 克明	公募

※1 委員長

※2 副委員長

任期：令和元年6月14日から令和3年3月31日まで

検討経過

	開催日時／場所	主な審議事項
第1回	令和元年7月16日(火) 草津保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)草津市認知症があっても安心なまちづくり条例制定の検討背景について ・条例の構成項目案について ・本市の特徴について ・条例制定に係る手法について ・条例制定スケジュールについて ・条例概要フレームについて(他市との比較)
第2回	令和元年10月8日(火) 市役所8階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関するアンケート調査の実施報告・結果速報 ・(仮称)草津市認知症があっても安心なまちづくり条例に規定すべき事項について ・認知症に関する施策の充実について(他市参考)
第3回	令和元年12月17日(火) 市役所8階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)草津市認知症があっても安心なまちづくり条例に規定すべき事項について